

平成 29 年度 法科大学院入学者選抜試験問題

商法・民事訴訟法・刑事訴訟法

1. 試験開始の合図があるまで、この問題用紙の中を見てはいけません。
2. 試験時間は、商法、民事訴訟法、刑事訴訟法の 3 科目で 90 分です。
3. 試験中に問題用紙の印刷不鮮明や解答用紙の汚れ等に気付いた場合は、手を挙げて監督者に知らせてください。
4. 解答にあたっては、六法の使用を認めません。
5. 解答にあたっては、必ず黒か青のペンまたはボールペン(鉛筆は不可)を使用してください。
6. 解答用紙に記入するときには、下記の点に注意してください。
 - (1) 受験番号・氏名を所定欄に記入してください。
 - (2) 訂正する場合は、＝線で消すなどして、分かりやすく訂正してください。
 - (3) 解答用紙は、折り曲げたり汚したりしないでください。
7. 問題用紙の余白等は適宜利用してかまいません。
8. 試験終了後、問題用紙は持ち帰ってください。

【商法】

以下の第1問から第15問について、会社法の規定又は判例の趣旨に照らし、正しいもの、誤っているもの又は適切なものを1つ選び、その数字を解答欄に記入しなさい。

第1問 会社法の総則等について、以下の記述のうち正しいものを1つ選びなさい。

1. 会社法上認められている会社は、株式会社と合資会社に限定されている。
2. 親会社と子会社の認定基準は、経営の支配による。
3. 大会社とは、1万人以上の株主を有する会社である。
4. 中小会社では、必ず会計参与を置かなければならない。
5. 株式会社を設立するには、1億円以上の最低資本金が必要である。

第2問 株式会社の設立について、以下の記述のうち誤っているものを1つ選びなさい。

1. 株式会社を設立するには、行政による特別な認可が必要である。
2. いわゆる変態設立事項には、発起人が受ける報酬その他の特別の利益も含まれる。
3. 発起人は、設立時発行株式の引受け後、その出資に係る金銭の全額を払い込み、又は財産の全部を給付しなければならない。
4. 株式会社は、その本店の所在地における設立の登記によって成立する。
5. 株式会社が不成立の場合、発起人は連帯して責任を負い、設立に関して支出した費用を負担する。

第3問 株式又は株主等について、以下の記述のうち正しいものを1つ選びなさい。

1. 株式の共有は、一切認められていない。
2. すべての株主は、会社に対し、誠実義務を負っている。
3. 剰余金の配当について、異なる種類の株式の発行は禁止されている。
4. すべての株式会社は、設立後直ちに、必ず株券を発行しなければならない。
5. 株式会社は、新株予約権を付した社債を発行することもできる。

第4問 株主総会について、以下の記述のうち誤っているものを1つ選びなさい。

1. 定時株主総会は、毎事業年度の終了後一定の時期に招集しなければならない。
2. 株主全員の同意があれば、原則として株主総会の招集手続は不要である。
3. 株主は、代理人によってその議決権を行使することができない。
4. 会社の承諾があれば、株主は電磁的方法により、議決権を行使できる。
5. 取締役は、株主総会において株主から特定の事項について説明を求められた場合、原則として必要な説明をしなければならない。

第5問 取締役について、以下の記述のうち正しいものを1つ選びなさい（監査等委員会設置会社及び指名委員会等設置会社を除く）。

1. すべての取締役については、その氏名だけでなく、住所も登記事項である。
2. 取締役会設置会社を除き、取締役は原則として、株式会社の業務を執行する。
3. 最高裁判所の判例によれば、退職慰労金は、定款の定め又は株主総会の決議を要する取締役の報酬規制に含まれない。
4. 取締役の利益相反取引規制の対象には、間接取引は含まれない。
5. すべての取締役は、株式会社と責任限定契約を締結することはできない。

第6問 代表取締役又は取締役会について、以下の記述のうち誤っているものを1つ選びなさい（監査等委員会設置会社及び指名委員会等設置会社は除く）。

1. 表見代表取締役となりうる名称は、社長のみであり、副社長等は除外されている。
2. 取締役会は、取締役の中から代表取締役を選定しなければならない。
3. 取締役会は、多額の借財の決定を、個々の取締役に委任できない。
4. 取締役会設置会社の代表取締役は、当該会社の業務を執行する権限を有する。
5. 取締役は、代理人によって取締役会に参加することはできない。

第7問 監査役、会計監査人又は会計参与について、以下の記述のうち正しいものを1つ選びなさい（監査等委員会設置会社及び指名委員会等設置会社は除く）。

1. 監査役は、取締役その他の使用人に対し、事業の報告を求めることができない。
2. 監査役は、計算書類を作成しなければならない。
3. 監査役会には、3名以上の社外監査役を置かなければならない。
4. 会計監査人は、会計監査報告を作成しなければならない。
5. 会計参与は、司法書士の資格を有していなければならない。

第8問 株式会社の計算又は社債等について、以下の記述のうち誤っているものを1つ選びなさい。

1. 計算書類には、株主資本等変動計算書も含まれている。
2. 計算書類は、原則として定時株主総会の承認を受けなければならない。
3. 株式会社が資本金の額を減少する場合、原則として債権者の異議手続が必要になる。
4. 剰余金の配当の回数は、特に制限されていない。
5. 社債権者集会は、毎事業年度必ず定期的に招集されなければならない。

第9問 持分会社の設立又は管理等について、以下の記述のうち正しいものを1つ選びなさい。

1. 設立しようとする持分会社が合名会社である場合、定款には社員の全部を有限責任社員とする旨を記載しなければならない。
2. 有限責任社員は、持分会社の業務の執行を禁止されている。
3. 業務を執行する社員は、原則として持分会社を代表する。
4. 持分会社の社員数は、50名未満でなければならない。
5. 持分会社は、各事業年度に係る計算書類を作成する必要はない。

第10問 会社の組織再編である株式移転について、以下の記述のうち誤っているものを1つ選びなさい。

1. 株式移転ができる会社は、株式会社と合名会社に限定されている。
2. 株式移転においては、新たに株式会社が設立される。
3. 株式移転をする場合においては、株式移転計画が作成される。
4. 株式移転では、消滅する会社はない。
5. 株式移転では、原則として反対株主に株式買取請求権が認められている。

第11問 以下の記述の空欄に適切なものを1つ選びなさい。

株式会社は、()の終結後遅滞なく、貸借対照表(大会社は貸借対照表及び損益計算書)を公告しなければならない。

1. 緊急役員会
2. 定時株主総会
3. 定例取締役会
4. 常設経営会議
5. 臨時常務会議

第12問 以下の記述の空欄に適切なものを1つ選びなさい。

子会社は、()その有する親会社株式を処分しなければならない。

1. 直ちに
2. 1か月以内に
3. 遅滞なく
4. 相当の時期に
5. 5年以内に

第13問 以下の記述の空欄に適切なものを1つ選びなさい。

指名委員会等設置会社において指名委員会は、株主総会に提出する（ ）の選任及び解任に関する議案の内容を決定する（会計参与設置会社を除く）。

1. CEO
2. 会長
3. 社長
4. 重要な使用人
5. 取締役

第14問 以下の記述の空欄に適切なものを1つ選びなさい。

株式会社は、その発行する株式について、一定の数の株式をもって株主が株主総会において一個の議決権を行使することができる（ ）の株式とする旨を定款で定めることができる。

1. 一单元
2. 相互保有
3. 新株予約権付
4. 配当優先型
5. 取得請求権付

第15問 以下の記述の空欄に適切なものを1つ選びなさい。

株式会社の吸収合併の無効の訴えは、効力発生日から（ ）以内に提起しなければならない。

1. 2週間
2. 1か月
3. 6か月
4. 11か月
5. 5年

【民事訴訟法】

問1 除斥及び忌避に関する次のアからオまでの各記述のうち、正しいものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。

ア. 裁判所書記官は、忌避の対象にはなるが、除斥の対象とはならない。

イ. 裁判官に対する忌避を理由があるとする決定に対しては、不服を申し立てることができない。

ウ. 裁判官について忌避の原因があるときは、裁判所は、当事者の申立てがなくても、当該裁判官を職務の執行から排除する旨の決定をする。

エ. 裁判官が自らに除斥の原因があることを知らずに合議体の構成員として訴訟手続に関与した場合、除斥の原因のない裁判官によって構成される裁判所が当該手続をやり直す必要がある。

オ. 終局判決が確定したときは、その判決に関与した裁判官について除斥の原因があることを理由として、その判決に対し、再審の訴えをもって不服を申し立てることはできない。

1. ア ウ 2. ア オ 3. イ エ 4. イ オ 5. ウ エ

問2 公示送達に関する次の1から5までの各記述のうち、正しいものはどれか。

1. 公示送達は、当事者の住所、居所その他送達をすべき場所が知れない場合にのみ認められる。

2. 公示送達は、訴状及び期日呼出状についてのみ行うことができ、判決書の送達は公示送達によることができない。

3. 公示送達は、外国においてすべき送達については用いることができない。

4. 公示送達は、裁判所の掲示板に掲示して行い、掲示と同時に送達の効力が生じる。

5. 公示送達による呼出しを受けた者が、口頭弁論期日に欠席したときは、出頭した相手方当事者の主張した事実を自白したものとみなされることはない。

問3 訴訟物に関する次の1から4までの各記述のうち、判例の趣旨に照らし正しいものを2個選びなさい。

1. Xが、Yの1個の不法行為によりXの身体に傷害を負ったとして、それによって生じた損害の賠償を1つの訴えによって求めた場合に、Xが損害項目として治療費、逸失利益及び慰謝料を主張しているときは、損害項目ごとに訴訟物を異にする。

2. 賃貸人Xが、賃借人Yに対し、賃貸借契約の終了に基づく目的物の返還を求める訴えを提起した場合に、Xが賃貸借契約終了原因として、Yの賃料不払いによる解除及びYの用法違反による解除を主張しているときは、訴訟物は1個である。

3. 貸主Xが、借主Yに対し、貸金債権及びその利息債権を請求する訴えを提起したときは、訴訟物は複数である。

4. Xが、Yに対して1000万円の支払を求める訴えを提起した場合に、Xが「Yに対して1000万円を貸し付けた。仮に借り受けたのがYではなくAであったとしても、YはAの返還債務につき保証したので、いずれにせよ1000万円の支払義務がある。」と主

張しているときは、給付義務が1個であるから、訴訟物は1個である。

問4 準備書面に関する次の1から5までの各記述のうちから、正しいものを2個選びなさい。

1. 準備書面は、記載した事項につき相手方が準備するのに必要な期間において、裁判所を通じて相手方に送達しなければならない。
2. 相手方が口頭弁論期日に出頭した場合には、準備書面に記載のない事項でも陳述することができる。
3. 準備書面は、裁判所に提出されただけでは、判決の基礎とすることができない。
4. 口頭弁論は、簡易裁判所においても、書面で準備しなければならない。
5. 当事者は、裁判長が定めた期間内に提出しなかった準備書面を、口頭弁論期日において陳述することができない。

問5 XがYに対し、絵画の売買代金の支払を求める訴えを提起した場合において、次のアからオまでのYの各陳述のうち、当該訴えの請求原因に対する抗弁となり得るものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。

- ア. その絵画は、Aから買ったものであり、代金もAに支払っています。
- イ. その絵画は、Xから買ったものですが、まだ、引渡しを受けていません。
- ウ. その絵画は、XからBが買い、Bから私が買ったものです。
- エ. その絵画は、Xから買ったものですが、既にXには代金全額を支払いました。
- オ. その絵画は、Xから贈与されたものです。

1. ア ウ 2. ア エ 3. イ エ 4. イ オ 5. ウ オ

問6 責問権に関する次のアからオまでの各記述のうち、判例の趣旨に照らし誤っているものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。

- ア. 裁判官が代わった場合において、従前の口頭弁論の結果が陳述されなかったときでも、当事者が遅滞なく異議を述べないときは、責問権を喪失する。
- イ. 宣誓を必要とする証人を宣誓させずに証人尋問を行った場合でも、当事者が遅滞なく異議を述べないときは、責問権を喪失する。
- ウ. 証人として尋問すべき者を当事者本人として尋問した場合でも、当事者が遅滞なく異議を述べないときは、責問権を喪失する。
- エ. 訴えの変更が書面によらないでされ、または訴えの変更の書面が被告に送達されなかった場合、その違反は、被告の責問権の喪失によって治癒されるものではない。
- オ. 人事訴訟において、対審の公開停止のための要件がないにもかかわらず、公開を停止した場合、その違反は、当事者の責問権の喪失によって治癒されるものではない。

1. アイ 2. アエ 3. イウ 4. ウオ 5. エオ

問7 訴訟行為に関する次の1から5までの記述のうち、誤っているものを2個選びなさい。

1. 反訴を提起することができるのは、事実審の口頭弁論の終結に至るまでである。
2. 請求の放棄は、上告審においてはすることはできない。
3. 中間確認の訴えは、上告審においては提起することができない。
4. 訴訟上の和解は、上告審においてもすることができる。
5. 同時審判の申出は、第一審の口頭弁論の終結の時までにしなければならない。

問8 自白及びその撤回に関する次のアからオまでの各記述のうち、判例の趣旨に照らし正しいものはどれか。

1. 当事者が証拠として提出した契約書について、相手方がその成立の真正を認める旨の陳述をした場合は、裁判所は、証拠によっても当該契約書の成立の真正を否定することができない。
2. 口頭弁論の期日において相手方の主張した事実を争うことを明らかにしなかった当事者は、次回以降の期日において当該事実を争うことができない。
3. 自白の撤回は、第三者の刑事上罰すべき行為によって自白をした場合にもすることができる。
4. 自白の撤回は、時機に遅れたものとして却下されることはない。
5. 自己に不利益な陳述をした当事者は、相手方がその陳述を援用する前においても、当該陳述を撤回することができない。

問9 次の1から5までの各記述のうち、誤っているものを2個選びなさい。

1. 第三者の営業秘密に関する事項について訴えの提起前における照会をすることができるのは、相手方がこれに回答することをその第三者が承諾した場合に限る。
2. 訴訟の係属中にする当事者照会は、相手方の職業の秘密として証言を拒絶することができる事項と同様の事項についてもすることができる。
3. 裁判所は、訴えの提起前における証拠収集の処分として、文書送付の嘱託や、専門的な知識経験に基づく意見の陳述の嘱託をすることができる。
4. 証拠保全の手続において証人尋問がされた場合には、当事者がその証人について口頭弁論における尋問の申出をしたときでも、裁判所は、その尋問をする必要はない。
5. 裁判所は、訴えが提起された場合の立証に必要であることが明らかな証拠となるべきものについて、申立人がこれを自ら収集することが困難であると認められるときでなければ、訴えの提起前における証拠収集の処分をすることができない。

問10 自由心証主義に関する次のアからオまでの各記述のうち、正しいものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。

ア. 自由心証主義は、職権探知主義による訴訟には適用されない。

イ. 裁判官は、特定の事実が特定の結果発生を招来した関係について、高度の蓋然性があるとの心証を抱いたときは、因果関係を認定することができる。

ウ. 一方の当事者が提出した証拠を取り調べた結果は、他方の当事者がこれを援用しなくても、他方の当事者にとって有利な事実の認定に用いることができる。

エ. 裁判官は、自己の判断で経験則を取捨選択して事実認定を行うことができ、取捨選択の当不当が上告理由となることはない。

オ. 事実認定において、証拠調べの結果よりも口頭弁論の全趣旨を優先することは許されない。

1. ア イ 2. ア エ 3. イ ウ 4. ウ オ 5. エ オ

問11 証明と疎明に関する次の1から5までの各記述のうち、誤っているものを2個選びなさい。

1. 主要事実を立証するためには証明が必要であるが、間接事実を立証するためには疎明で足りる。

2. 疎明のための証拠方法には人証も含まれる。

3. 民事保全法上の保全命令の発令要件の立証は、疎明で足りる。

4. 疎明も、民事訴訟法に定める証拠調べの手續に従わなければならない。

5. 訴訟要件に関する抗弁の1つである仲裁契約の立証は、疎明で足りる。

問12 証拠調べに関する次のアからオまでの各記述のうち、正しいものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。

ア. 裁判所は、証拠調べをするに当たり、訴訟関係又は証拠調べの結果の趣旨を明瞭にするため必要があると認めるときは、当事者の意見を聴いて、決定で、証拠調べの期日において専門的な知見に基づく説明を聴くために専門委員を手續に関与させることができる。

イ. 裁判所は、証拠保全として、文書の証拠調べ及び検証をすることはできるが、証人の尋問をすることはできない。

ウ. 当事者が証拠能力を欠く場合は、その当事者本人を尋問することはできない。

エ. 証人が正当な理由なく出頭しない場合、裁判所は、受命裁判官又は受託裁判官に裁判所外でその証人の尋問をさせることができる。

オ. 裁判所は、職権で当事者本人を尋問することができる。

1. ア イ 2. ア オ 3. イ ウ 4. ウ オ 5. エ オ

問13 判決の確定に関する次の1から5までの各記述のうち、誤っているものはどれか。

1. 第一審判決が原告の請求の一部を認容し、その余を棄却するものであった場合には、当事者双方が控訴せず、いずれの控訴期間も満了した時に、第一審判決は確定する。
2. 控訴審で控訴棄却の判決がされたときは、その確定とともに第一審判決も確定する。
3. 控訴権を有する全ての当事者が控訴権を放棄したときは、控訴期間の満了前であっても、第一審判決は確定する。
4. 判例の趣旨によれば、通常共同訴訟において、共同訴訟人の一人が控訴したときは、他の共同訴訟人についても判決の確定が遮断される。
5. 上告審の終局判決は、その言渡しとともに確定する。

問14 判決の効力に関する次の1から5までの各記述のうち、誤っているものはどれか。

1. 給付訴訟において請求を棄却する判決は、確認判決である。
2. 形成訴訟において請求を認容する判決には、遡及して形成の効果を生ずるものと、将来に向かってのみ形成の効果を生ずるものがある。
3. 債務不存在確認訴訟において請求を認容する判決が確定すると、当該債務に係る被告の債権が存在しないことが既判力をもって確定される。
4. 土地の所有権確認訴訟において請求を棄却する判決が確定したときは、原告が当該土地の所有権を有しないことが既判力をもって確定されるが、被告がその土地の所有権を有することが確定されることはない。
5. 離婚判決が確定しても、当該判決に基づき戸籍法上の届出がされなければ、婚姻解消の効果は生じない。

問15 Xは、甲土地を前所有者であるAから買い受けたところ、Yが同土地を占有しているとして、Yに対し、所有権に基づく甲土地の明渡しを求める訴えを提起した。

これに対し、Yが次のアからオまでの各主張をした場合において、その主張がXの請求原因に対する抗弁を含まないものの組み合わせとして正しいものは、後記1から5までのうちどれか。

- ア. Xが甲土地をAから買い受けたことはなく、甲土地は、現在もAが所有している。
イ. Xは、甲土地をAから買い受けた後、Bに売り渡した。
ウ. Xは、甲土地をAから買い受けたが、Yも、甲土地をAから買い受けた上で自らに対する所有権移転登記を経由した。
エ. Yの占有は、Xが甲土地を買い受ける前から、同土地をAから無償で借り受けていることに基づく。
オ. Yの占有は、Xが甲土地を買い受けた後、同土地をXから賃借していることに基づく。
1. ア ウ 2. ア エ 3. イ エ 4. イ オ 5. ウ オ

【刑事訴訟法】

【No. 1】 通常逮捕手続に妥当するものを1つ選びなさい(2点)。

- (1) 公開主義
- (2) 弾劾主義
- (3) 令状主義
- (4) 口頭主義
- (5) 当事者主義

【No. 2】 検察官のみが行うことができるものを1つ選びなさい(2点)。

- (1) 刑の執行の指揮
- (2) 勾留されている被疑者の取調べ
- (3) 逮捕された被疑者への弁解の機会の付与
- (4) 勾留された被疑者への弁護人選任権の告知
- (5) 勾留されている被疑者と弁護人との間での接見の指定

【No. 3】 捜査機関が、逮捕状により逮捕した被疑者に対して、別途、令状によらずに行えるものを1つ選びなさい(2点)。

- (1) 被疑者に対する取調べ
- (2) 被疑者に対する強制採尿
- (3) 被疑者に対する鑑定留置
- (4) 被疑者に対する証人尋問
- (5) 被疑者の所持する証拠物の差押え

【No. 4】 殺人事件で公訴を提起された被告事件の被害者等が、裁判所の許可がある場合に行うことができるものを1つ選びなさい(2点)。

- (1) 冒頭陳述
- (2) 訴因変更の請求
- (3) 証人尋問の請求
- (4) 裁判官の忌避申立
- (5) 公判期日への出席

【No. 5】 以下の (A) から (J) までの捜査手法のうち、任意処分の個数を選びなさい。ただし、最高裁判所の判例がある場合には、それに従うものとする (2 点)。

- (A) 公道上を歩いている被疑者の尾行
- (B) 覚せい剤の取引に関する通話内容の傍受
- (C) 被疑者の銀行口座の預金残高の照会
- (D) 緊急逮捕された犯人の所持品の差押え
- (E) 被疑者が公道上のごみ集積所にごみとして排出した物の領置
- (F) 被疑者の自宅内での会話内容の聞き取り
- (G) 既に覚せい剤の有償譲渡の犯意のある被疑者に対するおとり捜査
- (H) 司法巡査による現行犯人の逮捕
- (I) 犯罪の発生の蓋然性が高い場所での犯罪発生前からのビデオ録画
- (J) 逮捕後の被疑者取調べ

- (1) 0 個 (2) 2 個 (3) 4 個 (4) 6 個 (5) 8 個

【No. 6】 逮捕前置主義の根拠に含まれないものを、1 つ選びなさい (2 点)。

- (1) 判例上は逮捕には不服申立ての手段が認められていないこと
- (2) 公訴の提起後に被疑者に無罪が言い渡される可能性を考慮すること
- (3) 逮捕と勾留の請求がなされた段階で二度にわたる慎重な司法審査を経ること
- (4) 捜査機関はまずは短期の身柄拘束である逮捕を行い、その期間に捜査を尽くすべきであること
- (5) 捜査機関は、短期の身柄拘束の逮捕で捜査が尽くされない場合に、例外的に被疑者を勾留することができること

【No. 7】 以下の文章は、最高裁判所の判決文である (最判平成 12・6・13 民集 54 巻 5 号 1635 頁)。この判決文中のかっこにあてはまる語句の組合せのうち正しいものを 1 つ選びなさい。なお、本判決文中の「前掲平成 11 年 3 月 24 日大法廷判決」は、刑訴法 39 条 3 項本文にいう接見指定の合憲性を明らかにした最大判平成 11・3・24 民集 53 巻 3 号 514 頁のことをいう。また、刑事訴訟法第 39 条の規定は、本冊子末尾を参照のこと (2 点)。

「検察官、検察事務官又は司法警察職員 (以下『捜査機関』という。) は、弁護士又は弁護人を選任することができる者の依頼により弁護士となろうとする者 (以下『弁護士等』という。) から被疑者との接見又は書類若しくは物の授受 (以下『接見等』という。) の申出があったときは、原則としていつでも接見等の機会を与えなければならないのであり、刑訴法 39 条 3 項本文にいう『捜査のため必要があるとき』とは、右接見等を認めると取調べ

の中断等により (A) が生ずる場合に限られる。そして、弁護士等から接見等の申出を受けた時に、捜査機関が現に被疑者を取調べ中である場合や実況見分、検証等に立ち合わせている場合、また、間近い時に右取調べ等をする確実な予定があつて、弁護士等の申出に沿った接見等を認めたのでは、右取調べ等が予定どおり開始できなくなるおそれがある場合などは、原則として右にいう取調べの中断等により (A) が生ずる場合に当たると解すべきである（前掲平成 11 年 3 月 24 日大法廷判決参照）。

右のように、弁護士等の申出に沿った接見等を認めたのでは (A) が生じるときは、捜査機関は、弁護士等と協議の上、接見指定をすることができるのであるが、その場合でも、その指定は、被疑者が (B) をする権利を不当に制限するようなものであってはならないのであって（刑訴法 39 条 3 項ただし書）、捜査機関は、弁護士等と協議してできる限り速やかな接見等のための日時等を指定し、被疑者が弁護士等と (B) をすることができるような措置を採らなければならないものと解すべきである。

とりわけ、弁護士を選任することができる者の依頼により弁護士となろうとする者と被疑者との逮捕直後の初回の接見は、身体を拘束された被疑者にとっては、弁護人の選任を目的とし、かつ、今後捜査機関の取調べを受けるに当たつての助言を得るための最初の機会であつて、直ちに弁護士に依頼する権利を与えられなければ抑留又は拘禁されないとする (C) 上の保障の出発点を成すものであるから、これを速やかに行うことが被疑者の (B) のために特に重要である。したがつて、右のような接見の申出を受けた捜査機関としては、前記の接見指定の要件が具備された場合でも、その指定に当たっては、弁護士となろうとする者と協議して、(D) 時点での接見を認めても接見の時間を指定すれば (A) が生じるのを避けることが可能かどうかを検討し、これが可能なときは、留置施設の管理運営上支障があるなど特段の事情のない限り、犯罪事実の要旨の告知等被疑者の引致後直ちに行うべきものとされている手続及びそれに引き続き指紋採取、写真撮影等所要の手続を終えた後において、(E) であっても、時間を指定した上で (D) 時点での接見を認めるようにすべきであり、このような場合に、被疑者の取調べを理由として右時点での接見を拒否するような指定をし、被疑者と弁護士となろうとする者との初回の接見の機会を遅らせることは、被疑者が (B) をする権利を不当に制限するものといわなければならない。」

- (1) (A) 捜査に支障 (B) 公判の準備 (C) 刑訴法 (D) 即時又は近接した
(E) たとい短時間
- (2) (A) 捜査に支障 (B) 防御の準備 (C) 刑訴法 (D) 即時又は近接した
(E) たとい深夜
- (3) (A) 捜査に顕著な支障 (B) 公判の準備 (C) 憲法 (D) 即時
(E) たとい比較的短時間
- (4) (A) 捜査に顕著な支障 (B) 防御の準備 (C) 憲法 (D) 即時又は近接した
(E) たとい比較的短時間
- (5) (A) 捜査に顕著な支障 (B) 防御の準備 (C) 刑訴法 (D) 即時
(E) たとい深夜

【No. 8】 以下の文章は、最高裁判所の判決文である（最大判平成 15・4・23 刑集 57 卷 4 号 467 頁）。この判決文中のかっこにあてはまる語句の組合せのうち正しいものを 1 つ選びなさい（2 点）。

「委託を受けて他人の不動産を占有する者が、これにほしいままに抵当権を設定してその旨の登記を了した後においても、その不動産は他人の物であり、受託者がこれを占有していることに変わりはなく、受託者が、その後、その不動産につき、ほしいままに売却等による所有権移転行為を行いその旨の登記を了したときは、委託の任務に背いて、その物につき権限がないのに所有者でなければできないような処分をしたものにほかならない。したがって、売却等による所有権移転行為について、横領罪の成立自体は、これを肯定することができるというべきであり、先行の抵当権設定行為が存在することは、後行の所有権移転行為について犯罪の成立自体を妨げる事情にはならないと解するのが相当である。

このように、所有権移転行為について横領罪が成立する以上、先行する抵当権設定行為について横領罪が成立する場合における同罪と後行の所有権移転による横領罪との罪数評価のいかにかわらず、検察官は、事案の軽重、(A) 等諸般の事情を考慮し、先行の抵当権設定行為ではなく、後行の所有権移転行為をとらえて公訴を提起することができるものと解される。また、そのような公訴の提起を受けた裁判所は、所有権移転の点だけを審判の対象とすべきであり、犯罪の成否を決するに当たり、売却に先立って横領罪を構成する抵当権設定行為があったかどうかというような(B)外の事情に立ち入って審理判断(C)。このような場合に、被告人に対し、(B)外の犯罪事実を主張立証することによって(B)とされている事実について犯罪の成否を争うことを許容することは、(B)外の犯罪事実をめぐって、被告人が(D)の証明を、検察官が(E)の証明を志向するなど、当事者双方に不自然な訴訟活動を行わせることにもなりかねず、(B)制度を採る訴訟手続の本旨に沿わないものというべきである。」

- (1) (A) 立証の難易 (B) 訴因 (C) すべきものではない (D) 犯罪不成立 (E) 犯罪成立
- (2) (A) 被害者の処罰感情 (B) 訴因 (C) しなければならない (D) 犯罪不成立 (E) 犯罪不成立
- (3) (A) 立証の難易 (B) 訴因 (C) すべきものではない (D) 犯罪成立 (E) 犯罪不成立
- (4) (A) 被害者の処罰感情 (B) 公訴事実 (C) なければならない (D) 犯罪成立 (E) 犯罪成立
- (5) (A) 立証の難易 (B) 公訴事実 (C) すべきものではない (D) 犯罪成立 (E) 犯罪不成立

【No. 9】 保釈されている被告人が、公判期日に出頭しないおそれがある場合に、裁判所が被告人の公判期日への出頭を実現させることのできる処分を、1 つ選びなさい（2 点）。

- (1) 勾引
- (2) 勾留
- (3) 引致
- (4) 拘禁
- (5) 拘置

【No. 10】 以下の文章のうち、正しいものを1つ選びなさい。ただし、最高裁判所の判例がある場合には、それに従うものとする（2点）。

- (1) 違法に収集された証拠物の証拠能力を判断する違法収集証拠の排除法則の実定法上の根拠は、憲法及び刑訴法になんらの規定も置かれていないので、憲法上の解釈に委ねられている。
- (2) 違法に収集された証拠物の証拠能力は、証拠物の押収等の手続に刑訴法 218 条 1 項等の所期する強制処分法定主義を没却する重大な違法があり、かつ、その証拠を証拠として許容することが、将来における違法な捜査の抑制の見地からして相当でないと認められる場合には、否定される。
- (3) 違法に収集された証拠物の証拠能力は、証拠物の押収等の手続に憲法 35 条及びこれを受けた刑訴法 218 条 1 項等の所期する令状主義の精神を没却する重大な違法があるか、その証拠を証拠として許容することが、将来における違法な捜査の抑制の見地からして相当でないと認められる場合には、否定される。
- (4) 警察官らは、既に発付された窃盗罪の逮捕状に基づいて甲を逮捕した際に、甲にその逮捕状を呈示せずに、逮捕状の緊急執行もしないで逮捕したところ、その後、警察署において甲が尿を任意提出した後に作成された尿鑑定書の証拠能力については、甲を逮捕した警察官らが窃盗罪の被疑事実で甲を逮捕する際の手続的な違法を糊塗するため、逮捕状へ虚偽事項を記入し、内容虚偽の捜査報告書を作成し、更には、公判廷において事実と反する証言をしたとしても、甲を逮捕する時点で緊急執行手続を採ることができたのだから、肯定される。
- (5) 警察官らは、既に発付された窃盗罪の逮捕状に基づいて甲を逮捕した際に、甲にその逮捕状を呈示せずに、逮捕状の緊急執行もしないで逮捕したところ、その後、警察署において甲が尿を任意提出した後に作成された尿鑑定書の証拠能力については、甲を逮捕した警察官らが窃盗罪の被疑事実で甲を逮捕する際の手続的な違法を糊塗するため、逮捕状へ虚偽事項を記入し、内容虚偽の捜査報告書を作成し、更には、公判廷において事実と反する証言をしたとしても、また、甲を逮捕する時点で緊急執行手続を採ることができたとしても、否定されるが、その証拠能力を否定された尿鑑定書を疎明資料として発付された覚せい剤を差し押さえるべき物とする搜索差押許可状と既に適法に発付されていた窃盗の被疑事実に関する搜索差押許可状を同時執行したところ差し押さえられた覚せい剤の証拠能力は否定されない。

【No. 11】 裁判所が強盗殺人事件を公判前整理手続に付す場合の手続の流れにつき、以下の

- (1) ないし (8) を並べたもののうち、3 番目と最後にあたるものを、それぞれ1つずつ選びなさい。解答欄には、3 番目、最後の順で記入すること。ただし、(1) ないし (8) の中には使用しないものも含まれる（それぞれ2点）。

- (1) 検察官による冒頭陳述の朗読
- (2) 裁判長の職権による弁護人の選任
- (3) 検察官による検察官請求証拠の取調請求
- (4) 弁護人による検察官への類型証拠の開示
- (5) 検察官による証明予定事実書面の提出
- (6) 裁判所による事件を公判前整理手続に付す旨の決定
- (7) 裁判長による事件を公判前整理手続に付す旨の決定
- (8) 弁護人による検察官の開示した証拠に対する意見の表明

【No. 12】 甲に対する詐欺被告事件の第1審公判手続につき、以下の(1)ないし(8)を並べたもののうち、3番目と6番目にあたるものを、それぞれ1つずつ選びなさい。解答欄には、3番目、6番目の順で記入すること(それぞれ2点)。

- (1) 被告人の最終陳述
- (2) 検察官による冒頭陳述
- (3) 検察官による起訴状の朗読
- (4) 裁判長による被告人の人定質問
- (5) 弁護人による弁論としての意見陳述
- (6) 裁判長による被告人への黙秘権の告知
- (7) 検察官による被告人の自白調書の取調請求
- (8) 検察官による事件の目撃者の供述調書の取調請求

【No. 13】 以下の文章を読み、かっこにあてはまる語句を以下の語群の中から1つ選びなさい。ただし、語群の中から同一のものを選ぶことはできる(それぞれ2点)。

刑訴法第321条3項は、「検察官、検察事務官又は司法警察職員の検証の結果を記載した書面は、その供述者が公判期日において証人として尋問を受け、その真正に作成されたものであることを供述したときは、第1項の規定にかかわらず、これを証拠とすることができる。」と規定する。この規定は、(A)の証拠能力を否定する法則の例外として、(B)である検証の結果を記載した書面については、同条同項の要件のもと、(C)として証拠能力を認めている。学説上、(D)として行われる実況見分の結果を記載した書面は、同項にいう書面に含まれないとする見解もあるが、判例は、(D)として行われる実況見分の結果を記載した書面は、同条同項にいう書面に(E)としている。

なお、実務上、実況見分の結果を記載した書面中に、立会人の供述が含まれることがあるが、例えば、立会人が、「ここで被疑者が被害者に暴行をしていました。」と供述し、作成者が、その場면을写真撮影した場合には、その供述は、(F)と呼ばれ、その証拠能力は、判例によれば、当該書面と一体として判断される。

語群

(1) 非伝聞, (2) 任意処分, (3) 伝聞例外, (4) 現場供述, (5) 共犯者の自白, (6) 含まれる, (7) 目撃供述, (8) 自白, (9) 準じる, (10) 強制処分, (11) 含まれない, (12) 再伝聞, (13) 伝聞証拠, (14) 現場指示

刑事訴訟法

第 39 条 身体の拘束を受けている被告人又は被疑者は、弁護人又は弁護人を選任することができる者の依頼により弁護人となろうとする者（弁護士でない者にあつては、第 31 条第 2 項の許可があつた後に限る。）と立会人なくして接見し、又は書類若しくは物の授受をすることができる。

②前項の接見又は授受については、法令（裁判所の規則を含む。以下同じ。）で、被告人又は被疑者の逃亡、罪証の隠滅又は戒護に支障のある物の授受を防ぐため必要な措置を規定することができる。

③検察官、検察事務官又は司法警察職員（司法警察員及び司法巡査をいう。以下同じ。）は、捜査のため必要があるときは、公訴の提起前に限り、第 1 項の接見又は授受に関し、その日時、場所及び時間を指定することができる。但し、その指定は、被疑者が防禦の準備をする権利を不当に制限するようなものであつてはならない。